

花巻空港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第68号

花巻空港管理条例の一部を改正する条例

花巻空港管理条例（昭和38年岩手県条例第43号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	附 則 1・2 [略] 3 前項に規定する者から徴収する着陸料についての第16条第2項の規定の適用については、航空機の着陸が平成22年1月1日から平成26年3月31日までの間に実施されたときに限り、前項の規定にかかわらず、第16条第2項中「算出した額」とあるのは、「算出した額に2分の1を乗じて得た額」とする。	附 則 1・2 [略] 3 前項に規定する者から徴収する着陸料についての第16条第2項の規定の適用については、航空機の着陸が平成22年1月1日から平成27年3月31日までの間に実施されたときに限り、前項の規定にかかわらず、第16条第2項中「算出した額」とあるのは、「算出した額に2分の1を乗じて得た額」とする。
2	(着陸料等の徴収) 第16条 [略] 2 着陸料等の額は、国内航空に従事する航空機にあつては着陸料等ごとに別表第1に定めるところにより算出した額に100分の105を乗じて得た額、国際航空に従事する航空機にあつては同表に定めるところにより算出した額とする。 3 [略]	(着陸料等の徴収) 第16条 [略] 2 着陸料等の額は、国内航空に従事する航空機にあつては着陸料等ごとに別表第1に定めるところにより算出した額に100分の108を乗じて得た額、国際航空に従事する航空機にあつては同表に定めるところにより算出した額とする。 3 [略]
備考	改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成26年4月1日から施行する。